

(案)

人権教育研究推進事業委託要項

平成 23 年 2 月 2 日

初等中等教育局決定

平成 24 年 2 月 16 日一部改正

平成 30 年 1 月 4 日一部改正

平成 31 年 1 月 22 日一部改正

令和 3 年 1 月 19 日一部改正

令和 4 年 1 月 7 日一部改正

令和 5 年 1 月 5 日一部改正

令和 5 年 3 月 30 日一部改正

令和 6 年 月 日一部改正

1. 趣旨

人権教育については、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しており、同法を受け、平成 14 年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこと等としている。

本事業においては、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究等を実施し、人権教育の一層の推進を図る。

2. 委託事業の内容

上記の趣旨の下、次の事業内容を実施する。

(1) 人権教育総合推進地域事業

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との

(案)

連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資する研究を実施する。

(2) 人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を実施する。

(3) 人権教育アーカイブの整備

(1)、(2)の成果を含む、人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」を整備する。

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を原則として、上記2に示した委託内容のうち(1)については都道府県・指定都市教育委員会に、(2)については都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人等(以下、「教育委員会等」という。)に、(3)については日本国内で法人格を有する団体(以下、「団体」という。)に委託する。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として、契約を締結した日から、上記2に示した事業内容のうち(1)及び(2)については当該年度の3月15日まで、(3)については当該年度の3月31日までとする。

5. 委託手続

(1) 教育委員会等、団体が委託を受けようとするときは、事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、審査委員会等を設置して、上記により提出された事業実施計画書

(案)

等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、教育委員会等、団体に対し事業を委託する。なお、当該委員からの意見を踏まえ、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。また、審査委員会等は必要に応じ、教育委員会等、団体に対し、調査研究の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（上記2に示した事業内容のうち（1）及び（2）については、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、再委託費、消費税相当額、（3）については、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費、消費税相当額、一般管理費）を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、教育委員会等、団体の請求により支払うものとする。ただし、教育委員会等、団体が特別な理由により、事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、委託契約額の全部又は一部を概算払いするものとする。
- (2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (3) 事業の委託を受けた教育委員会等、団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、委託費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が事業実施の経費総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(案)

(5) 文部科学省は、本事業の委託を受けた教育委員会等、団体が委託要項若しくは委託契約書等に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

(1) 本事業の委託を受けた教育委員会等は、事業を完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業完了（廃止等）報告書等を作成し、事業終了後20日以内又は契約期間満了日のいずれか早い期日までに、文部科学省に提出するものとする。

(2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める委託事業完了（廃止等）報告書等のほか、本事業の委託を受けた教育委員会等の取組について事例の提供等を求めることができる。

9. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記8(1)により提出された委託事業完了（廃止等）報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた教育委員会等、団体に通知

(案)

するものとする。

- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、委託先が実施する事業の内容が、委託事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 教育委員会等、団体は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

人権教育研究推進事業公募要領

1 事業名 人権教育研究推進事業

2 事業の趣旨

人権教育については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立しており、同法を受け、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこと等としている。このため、推進地域・指定校の指定による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。推進地域・指定校においては、策定する事業実施計画に基づき、地域の実態等に応じた先進的な取組を実施するものとし、その結果得られた成果や課題を全国に普及・啓発することにより、人権教育の推進に資することを事業の目的とする。

研究に当たっては、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）および「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」(令和5年3月)を踏まえて、研究テーマの設定、調査研究の実施、成果の検証等を行うこととする。

なお、令和6年度予算成立後に直ちに事業を開始していただけるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに御留意いただきたい。

3 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目に関する詳細については別紙を参照すること。

(1) 人権教育総合推進地域事業

1 申請者あたり1地域まで企画提案可能。

(2) 人権教育研究指定校事業

1 申請者あたり学校種ごとに1校まで企画提案可能、ただし1申請者あたりの提案数の上限は、3校までとする。

(義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校については、小学校、中学校、高等学校どの段階に応じた教育を行うのか明記し、小学校、中学校、高等学校いずれかの校種として申請すること。ただし、例えば特別支援学校で小学部から高等部にかけて事業を実施する場合など、小学校、中学校、高等学校の明記が難しい場合には、この限りではない。(その旨記載願います))

4 事業の委託先

原則として都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人等(以下、「教育委員会等」という。)に委託する。ただし、上記3に示した事業内容のうち(1)については、都道府県・指定都市教育委員会に委託する。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は、事業実施申請書によって代えることとし、「共通様式1」、「共通様式2-1」と、上記3に示した事業内容のうち(1)を希望する場合は「別紙様式1-1」、(2)を希望する場合は「別紙様式1-2」を提出すること。また、事業の一部を第三者に再委託することを希望する場合は、「共通様式2-2」及び「共通様式3」も併せて提出すること。なお、2つ以上申請する場合には、「共通様式2-1（合算版）」も併せて提出すること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

「別紙様式1-1」及び「別紙様式1-2」の枚数は、1推進地域又は1指定校につき6ページ分までとすること。

なお、本公募要領で指定する様式の外、文部科学省が様式記載例等で別添可能とするもの及び詳細把握等のために別途提出を求めるものを除く添付資料については、審査の対象としない。

(2) 提出方法

書類は、以下の通り提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

電子メール

- ・関係書類一式をWordにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・上記Wordとは別に、「①事業実施申請書」、「②人権教育総合推進地域事業にかかる書類一式」、「③人権教育研究指定校事業にかかる書類一式」（学校種ごと）に分けてPDFを作成し、送信すること。（②しかない場合は③は不要、③しかない場合は②は不要。）
- ・メールの件名は「【機関名】人権教育研究推進事業計画書提出」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(3)②「本件担当」まで照会すること。

(3) 提出先

①電子メール

jidous@mext.go.jp

②本件担当

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係 TEL:03-5253-4111（内線 3297）

(4) 提出締切

令和6年〇月〇日（〇曜日）〇時

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの。
- ・提出後の差し替えや再提出は認めない。

(5) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7 事業規模（予算）

別紙参照

8 公募説明会の開催日時等

①開催日：令和6年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分～（1時間程度）

②開催場所：オンライン開催

③参加方法：説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。

参加を希望する場合、下記リンク先よりアクセスし、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること。

（登録締切：令和6年〇月〇日（〇曜日）〇時）

<URL>

《URL を記載》

※リンク先にアクセスできない場合には、以下の宛先にメールで登録申請すること。E-mail：jidous@mext.go.jp

なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。また、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

9 選定方法等

（1）選定方法

採択地域のバランスや人権課題のテーマ（※）のバランス等も考慮し、審査委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3の（1）（2）に示す内容ごとに行う。

※テーマの分類については実施計画書の様式で示しているもので、申請者が選択した分類で判断する。

（2）審査基準

別途定める審査基準のとおり。

（3）審査委員会による意見

採択にあたっては、審査委員会における審査を踏まえ、事業実施の改善のための条件又は意見を付すことがある。事業実施にあたっては、この条件又は意見を踏まえて実施するように努めること。

（4）選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10 誓約書の提出等

（1）本企画競争に参加を希望する者（学校法人のみ）は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、再委託する場合には、再委託先についても別添の誓約書を提出しなければならない。

（2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（3）前2項は、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人には適用しない。

（4）審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

11 スケジュール（予定）

① 公募開始：令和6年〇月〇日（〇曜日）

(案)

- ② 公募締切：令和6年〇月〇日（〇曜日）
- ③ 選 定：令和6年〇月中旬頃
- ④ 結果通知：令和6年〇月下旬頃
- ⑤ 契約締結：令和6年度予算が成立した場合に、成立日以降の令和6年度の日付で順次締結する。
- ⑥ 契約期間：契約締結日から令和7年3月15日まで

※契約締結後でなければ事業に着手できないので、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合には、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.2 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備しておくこと。

なお、再委託先がある場合には、再委託先にも周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・銀行口座情報（採択の連絡とあわせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

1.3 事業の成果について

（1）現状・成果の把握・検証

本事業の成果については、当該事業の目的に応じた、適切な方法により検証・評価を必ず行うこと。評価の実施に当たっては、客観的・定量的な計測が可能な指標を設定する。（指標設定の考え方については、別紙「3. 事業の成果における測定指標の設定の考え方について」を参照すること。）また、終了時における成果の把握に加えて、事業の開始時の状況も把握し、当該指標に基づく評価を事業実施前後で比較して行うこと。さらに、行った評価に基づき、今後の改善点等についても検討すること。

（2）公表・周知

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、作成した全ての指導資料等の参考資料）は、文部科学省において、文部科学省ウェブサイトへの掲載や、報告書の配布等を通じて、広く普及・啓発する。そのため、事業の委託を受けた都道

(案)

府県・指定都市教育委員会等は、成果物の提供等について協力すること。

また、事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会等においても、事業完了後３年間は、成果物をウェブサイト等で公表し、広く情報提供して積極的な情報発信に努めること。

14 その他

事業に係る問合せや接触等については、全ての者に対して一律に公平な取扱いとなるよう情報提供を行う。一部の者が有利となるような問い合わせについては、お答えできない。

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。重要な情報は、ホームページの公募情報にて開示する。また、事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

また、申請時に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写しを提出する場合、認定の取消などにより申請時と異なる状況となった場合には、速やかに届け出ること。

人権教育研究推進事業公募要領

1. 事業の趣旨

委託を受け本事業を実施する教育委員会等は、以下に示す事業内容に沿った上で、地域の実態等に応じ、より具体的な研究テーマを設定し、調査研究を実施する。

なお、研究テーマは、調査研究がより具体的で効果のある取組となるよう、問題意識を明確化した上で設定するように配慮すること。

また、研究に当たっては、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」による「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）および「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」を踏まえて、研究テーマの設定、調査研究の実施、成果の検証等を行うこと。

2. 事業の内容

本事業において取り扱う人権課題について、本項(1)④及び(2)④で扱う重点課題は、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「ハンセン病患者等」とし、重点課題を取り扱う企画提案書を優先的に採択する（以下「優先採択」という）。この優先採択については、「最も主要な人権課題（◎）」として、当該4つの重点課題を扱った場合のみ、対象とする。なお、重点課題以外の人権課題について企画提案することを妨げない。

重点課題を取り扱う企画提案書のうち、優先採択から漏れたものは、重点課題以外の人権課題のみを取り扱う企画提案書と同様に扱うこととする。

なお、本事業の実施に当たっては、別途文部科学省が委託実施する「人権教育研究推進事業（人権教育アーカイブの整備）」の受託者において、本事業の成果を含む、人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」を整備することとしているため、上記事業の受託者への情報提供等に積極的に協力すること。

(1) 人権教育総合推進地域事業

① 趣旨

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資する。

② 事業の内容

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、地域の実態等に応じ、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の先進的な取組を行い、その結果得られた成果や課題を普及・啓発する。

③ 事業の実施方法

(案)

i) 人権教育総合推進地域の指定

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、人権教育に総合的に取り組む地域を人権教育総合推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。推進地域の範囲は、原則として中学校区程度とする。

ii) 推進協力校の指定

各推進地域内においては、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の中からあわせて5校（園）程度の推進協力校を指定する。推進協力校は、推進協力校間の連携に留意し、関係機関の協力を得つつ、実践的な研究を行う。

iii) 人権教育総合推進会議の設置

推進地域においては、教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等から委員を委嘱し、当該委員からなる、人権教育総合推進会議を設置する。

人権教育総合推進会議は、推進地域において推進協力校が、行政機関や福祉関係機関等の関係機関の協力を得て行う各種取組が一体のものとして効果的に推進されるよう、推進協力校や関係教職員等に対する助言及び指導を行うものとする。

iv) 調査研究の実施、報告

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の先進的な取組を実施し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資する研究を実施する。また、調査研究の成果を検証・評価し、報告書等（作成した全ての指導資料等の参考資料を含む）を文部科学省に提出する。

v) その他

事業の委託を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、推進地域市区町村教育委員会及び推進地域に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、域内において研究の成果を普及するものとする。

推進地域市区町村教育委員会においては、人権教育担当、各教科等の指導担当及び社会教育担当等間での連携を緊密に図ることが適当である。

また、委託期間終了後の継続的な取組の実施に努めること。

④ 採択数及び事業規模

7地域程度（各重点課題を取り扱う企画提案書を1地域ずつ、計4地域を上限に優先的に採択する）

一推進地域あたり、753千円を上限とする。

※採択数及び事業規模は、今後の国会審議の過程で変更する場合があることに御留意いただきたい。

※採択件数は、審査委員が決定する。

(2) 人権教育研究指定校事業

① 趣旨

人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。

(案)

② 事業の内容

事業の委託を受けた教育委員会等は、人権教育研究指定校において、人権意識を培うための先進的な学校教育の在り方について実践的な研究を行い、その結果得られた成果や課題を普及・啓発する。

③ 事業の実施方法

i) 人権教育研究指定校の指定

事業の委託を受けた教育委員会等は、人権教育に関し実践的な研究を行う幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校を人権教育研究指定校として指定する。

ii) 調査研究の実施、報告

人権教育研究指定校において、人権意識を培うための先進的な学校教育の在り方について実践的な研究を実施する。また、調査研究の成果を検証・評価し、報告書等（作成した全ての指導資料等の参考資料を含む）を文部科学省に提出する。

iii) その他

事業の委託を受けた教育委員会等は、それぞれ指定を行った指定校及び公立学校については指定校が所在する市区町村教育委員会に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、研究の成果を普及するものとする。この場合、人権教育担当と各教科等の指導担当等間での連携を緊密に図りつつ、指導等を行うことが適当である。

また、委託期間終了後の継続的な取組の実施に努めること。

④ 採択数及び事業規模

3 4 校程度（小学校 1 5 校程度、中学校 1 2 校程度、高等学校 7 校程度、その他学校若干数）（各重点課題を取り扱う企画提案書を小学校、中学校は 2 校ずつ、高等学校は 1 校ずつ、計 2 0 校を上限に優先的に採択する。なお、義務教育学校、中等教育学校についてはその事業内容によって、小学校、中学校、高等学校のいずれかの枠の中で扱うこととする）

一指定校あたり、3 0 1 千円を上限とする。

※採択数及び事業規模は、今後の国会審議の過程で変更する場合があることに御留意いただきたい。

※採択件数は、審査委員が決定する。

3. 事業の成果における測定指標の設定の考え方について

(1) 測定指標設定の目的

証拠に基づく政策立案の観点及び優れた取組を定量的に評価し共有を促すこと。

(2) 測定指標の対象

人権教育の指導を受ける児童生徒とする。

※取組の一環で教員に研修等を行うことは差し支えないが、指標は児童生徒を対象に設定する。

(3) 測定の方法

(案)

児童生徒の変容を測定できるよう、取組の前後で質問紙調査を実施する。

※測定の対象児童生徒が異なるような測定手法は不可（例：昨年度の同学年の児童生徒と比較する場合）。

（４）測定指標の内容・設定方法

実施主体である自治体・学校は、自らが実施する取組・重点課題テーマに応じて測定指標を設定する。この際には、実施主体は、人権教育を通じて育てたい資質・能力の３側面それぞれにつき、測定指標を設定する。

（例）知識的側面：人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識

価値・態度的側面：人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度

技能的側面：対立的問題を非暴力的で双方にとってプラスになるように解決する技能

測定指標は、事業成果の明確な把握及び他自治体への周知の観点から、定量的指標とする。ただし、定量的指標を設定した上で実施主体が独自に、上記３側面以外の指標や定性的指標を導入することは差し支えない。

（５）測定結果の公表方法

各実施主体が当該事業で得た測定結果を、人権教育研究推進事業の事業実施報告概要（別紙様式３－１又は３－２）（以下、「概要」とする）に記載する。同概要は文部科学省ウェブサイト等において公表する。この際、事業計画の段階で設定した指標の測定結果を同概要に必ず記載することとする。（実施主体の独自指標を併記することは問題ない）

(案)

人権教育研究推進事業審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画について①人権教育総合推進地域事業は推進地域の事業実施計画書ごとに、②人権教育研究指定校事業は指定校の事業実施計画書ごとに審査を行い、各評価項目の合計得点を算出し、標準偏差により補正を行った上で、人権教育研究推進事業公募要領に示した採択数及び事業規模を基準として、審査委員会において地域や取り組む人権課題のバランス等を総合的に勘案した上で、事業の予算の範囲内で複数のものを採択案件に決定する。

2 審査方法

事業実施計画書等に基づき、文部科学省に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

I 評価は、以下の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし（I（2）⑥は除く）、各委員の書面審査の評価点を標準偏差により補正した数を用いて計算した平均値（小数点以下第2位を四捨五入することとする。）を得点とみなす。

〔評価基準〕

5：大変優れている 4：優れている 3：妥当である

2：やや不十分である 1：不十分である

(1) 趣旨・目的の妥当性、取組の意義・重要性等【5点×2＝10点】

① 人権教育に対する従来の取組の成果及び課題、児童生徒の発達段階や地域の実情等を踏まえた取組と評価できるものであること。また、他の地域・学校での取組にはない独自性を有していること。

② 他の地域・学校への波及効果が期待できる取組であること。また、具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定を行うこととしていること。

(2) 取組の形態、実施体制等【5点×6＝30点】

① 学校・家庭・地域間の連携、関係機関・団体との連携又は校種間の連携について、必要な取組が組み入れられていること。

② ~~学習活動の形態として、一方的な講義形式のもののみでなく、学習者が主体的に参加できる取組が組み込まれていること。~~

③ 単発のイベントに終わることなく、一定のまとまりをもった教育活動が、計画的に進められることとなること。

④ 本事業の指定終了後も、自立的かつ発展的な運営が可能な組織体制が整えられているか。

⑤ 人権教育研究を進める上で妥当な内容の経費が計上されているか。

⑥ 経費合計が人権教育研究推進事業公募要領（別紙）2（1）④及び2（2）④に定める事業規模のおおよそ8割～10割の範囲内に含まれているか。

8割以上～10割＝5点、6割以上～8割未満＝3点、6割未満＝1点

(案)

(3) 計画の実現性・有効性等【5点×3＝15点】

- ① 取り組む人権課題について明確な目標設定があり、それに対応した実施計画になっていること。~~また、具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定を行うこととしていること。~~
- ② ~~児童生徒の発達段階を踏まえた取組となっていること。~~
- ③ 一年間で、一定の成果を出す計画となっていること。

Ⅱ 次に掲げる事業実施計画書についてはそれぞれの項目で定める加点を行うものとする。

<指導方法>

- 参加型・体験型・協力型の学習活動の推進を行うもの＝5点
- カリキュラム・マネジメントの積極的推進を行うもの＝5点
- 教科横断的学習や課題解決型学習の積極的推進を行うもの＝5点
- 一人一台端末の活用や人権課題関連施設とのオンライン講演など、積極的なICT活用を取り入れるもの＝5点

<その他>

- 過去3年間、本事業の採択実績がない都道府県から提出されるもの＝5点

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点を行うものとする。【最大4点】

※ 内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について(http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3.5点
 - ・プラチナえるぼし＝4点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の

(案)

規定に基づく認定) = 1 点

- ・トライくるみん認定 = 1. 5 点
 - ・くるみん認定②(平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 1. 5 点
 - ・くるみん認定③(令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)(令和 3 年改正省令による改正後の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定) = 1. 5 点
 - ・プラチナくるみん認定 = 4 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定 = 2 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点